

消費税を中心に税務訴訟件数増！

国税庁と国税不服裁判所が「平成19年度における不服申立て及び訴訟の概要」を公表しました。

国税に関して受けた更正や決定などの処分不服がある場合、納税者は租税争訟法に基づき、税務署長等に対する「異議申立て」、国税不服審判所長に対する「審査請求」、裁判所での「行政訴訟(税務訴訟)」を行うことができます。今回の公表はこの租税争訟に関するものです。

同公表によると、平成19年度における異議申立て4690件(前年比109%)と審査請求2755件(同110%)はいずれも増加しています、一方、訴訟件数は345件(同86%)と減少しています。

目立つのは消費税に関する異議申立て、審査請求、訴訟の各件数がいずれも増加していることで、特に審査請求の件数は前年比141%と大きく増加しています。

国税庁の他の公表結果を見ても、税務調査や査察(マルサ)での消費税の事案は増加傾向であり、消費税についての税務トラブルは全般的に上昇しているようです。

なお、異議申し立て、審査請求を行った結果、なんらかの主張が認められて全部、または一部の処分等が取り消された割合は、異議申し立てが11.2%、審査請求が12.7%で、いずれも若干増えています。

また、昨年度、過去最高の国税側敗訴(一部敗訴含む)割合17.9%を記録した行政訴訟については、国税側の敗訴率が14.2%に下がったものの、それでも、ここ数年では昨年度に続き2番目に高い敗訴割合になっています。

リース取引に係る消費税の取扱い

4月1日より、リース取引の大半が売買取引とみなされることになりました。これにより、機械や設備をリースで賃借した場合においても、その機械や設備を資産計上した上で減価償却することが原則となります。

ただし、「賃借人が賃借料として損金経理をした金額」については、「償却費として損金経理をした金額に含まれるものとする」(法令131の2-3)ことになっており、リース会計基準を導入する必要のない中小企業などでは、いままで通り「賃借料」での処理が認められています。また、この場合には、法人税申告書別表十六「減価償却資産に係る償却額の計算に関する明細書」への記載も必要ありません。

ただ、消費税の処理には注意が必要です。

消費税では、売買取引などで課税資産を取得した場合、取得価額にかかる消費税額を資産の取得事業年度において一括控除できます。従って、高額な設備などを導入した場合には、消費税の還付を受けられるケースが少なくありません。

一方、従来のリースは、その大半が賃借費用(課税仕入)としての扱いでしたから、支払った額にかかる消費税額しか控除できませんでした。

ところが、今回の変更により、リース取引も売買取引とみなされることになりました。つまり、リース資産を取得した場合でも、リース料総額にかかる消費税額を取得事業年度に一括控除できることになったのです。(ただし、消費税の非課税事業者や簡易課税選択事業者の場合は、この恩恵を受けることができません。)

この取り扱い、中小企業などがリース料を「賃借料」として経理処理していたとしても同様です。実際の経理処理では、まずリース資産を取得した時点で、リース料総額のうち消費税部分を切り離し、仮払消費税/負債勘定(未払金など)で処理する方法が一般的だと思われます。この場合、月々のリース料については、支払った額を「賃借料」部分と負債勘定部分とに分けて処理することになります。いままでと全く同じというわけではないのです。

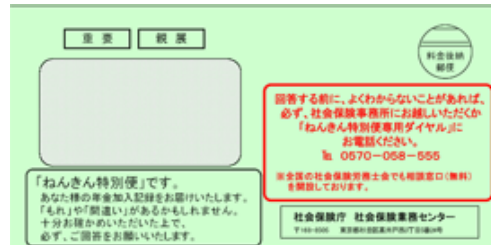
CONTENTS

消費税を中心に税務訴訟件数増！	……P.1
リース取引に係る消費税の 取扱い	……P.1
現役加入者にもねんきん特別便が 届きます	……P.2
児童手当の申請確認を	……P.4
ASAK経営実践セミナーの ご案内	……P.5
7月度の税務スケジュール	……P.5
今月の名言録	……P.6
無料相談会実施中！	……P.6



現役加入者にもねんきん特別便が届きます

「ねんきん特別便」は、未統合の年金記録問題を解決するために、昨年12月よりスタートしました。平成19年12月、記録が年金に結びつく可能性のある人から始まり、平成20年4～5月にはすでに年金受給者に送付され、6月より今後年金を受給する人に発送されることになります。



4月以降発送の緑色の封筒

そこで、今まで該当していなかった方すべての方に今後順次発送される「ねんきん特別便」について紹介します。

1.同封されているもの

- 年金記録のお知らせ(右図)
- 年金加入記録回答票
- 返信用封筒



2.「年金記録のお知らせ」チェックポイント 記録のつながりに注意!

一つ前の記録と次の記録の間につながりがあるかどうかには注意しましょう。ここに空白の期間があれば、抜け落ちている(宙に浮いている)年金記録がある可能性が高いです。

国民年金の加入月数に注意!

厚生年金のみの方は大丈夫ですが、国民年金に加入したことがある方は、国民年金の欄をチェックしてください。免除期間や学生納付特例期間を除いて、「納付済月数」と「加入月数の合計」が一致するかどうかチェックが必要です。納付済月数と加入月数の合計が一致しない場合は、次のような原因が考えられます。

(1)国民年金の資格取得が「昭和36年4月1日」より前になっている

国民年金制度の発足は昭和35年10月1日ですが、最初の半年間は準備期間となっていて、実際に保険料の徴収が始まったのは、昭和36年4月1日からです。加入記録の資格取得がそれより前になっている場合は、その期間は納付済期間より除外されます。

(2)加入期間の中に保険料を払っていない

「未納期間」が存在する

学生時代や転職の間、または経済的な事情など、国民年金保険料を払っていない未納期間があると、その分納付済月数が少なくなります。納付状況を知りたい場合は、社会保険事務所の相談窓口で過去の加入状況を教えてもらってください。保険料をきちんと納めてきたはずなのに、納付済月数が考えて

いたよりも少ない場合は、必ず社会保険事務所の相談窓口で確認して下さい。

② 氏名	③ 加入制度	④ 被保険者の名称または共済組合名等	⑤ 資格取得年月日	⑥ 資格喪失年月日	⑦ 加入月数
1	船保	ABC船保	平成 4. 4. 1	平成 5. 10. 1	18
2	国民	国民年金	平成 5. 10. 1	平成 7. 4. 1	19
3	厚生	株式会社	平成 7. 4. 1	平成 8. 4. 1	12
		(厚生年金基金加入期間)	平成 7. 4. 1	平成 8. 4. 1	
4	共済	〇〇共済組合	平成 8. 10. 00	平成12. 4. 00	42
5	厚生	高井戸社会保険 株式会社	平成16. 4. 1		43

年金加入記録の注意点

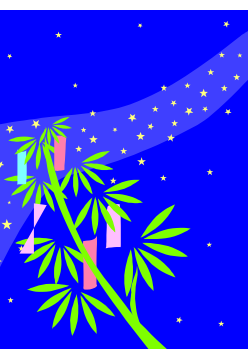
資格喪失年月日と次の行の資格取得日が一一致すれば問題なし

注意!
このように期間が空いている場合は、消えた年金記録が存在する可能性がある

⑧国民年金						⑨厚生年金保険		⑩船員保険		
納付済月数	全額免除月数	4分の3免除月数	半額免除月数	4分の1免除月数	学生納付特例月数等	計	加入月数(基金)	加入期間(基金)	加入月数	加入期間
15	0	0	0	0	0	15	55	55	18	1
国民年金の加入月数の合計						19	(12)	(12)		
⑫共済組合等加入月数						42				
⑬合計加入期間(⑪+⑫)						130				
⑭備考欄(特例扱いの期間等)										

⑧国民年金欄
納付済月数と加入期間の合計が一致するかどうか

⑨厚生年金保険欄
加入月数と加入期間が一致するかどうか



厚生年金の加入月数に注意!

厚生年金保険の欄の「加入月数」と「加入期間」が一致しない場合があります。「加入月数」と「加入期間」が一致しない場合は、下記のような原因が考えられます。

- (1)「加入月数」 < 「加入期間」 の場合
過去に坑内員として働いた期間がある方は、特例として加入期間を5分の6倍から3分の4倍に増やして計算されます。そのため、加入期間の方が多くなっています。
- (2)「加入月数」 > 「加入期間」 の場合
60歳以降も厚生年金適用事業所で働いていた場合、加入月数が多くなることがあります。この場合の「加入期間」は直近の年金額算定時(60歳裁定請求時)の加入期間であり、「加入月数」はその加入期間の後に働いた期間が加えられています。

3. 手続き方法

現役加入者で「もれ」や「間違い」があるとき

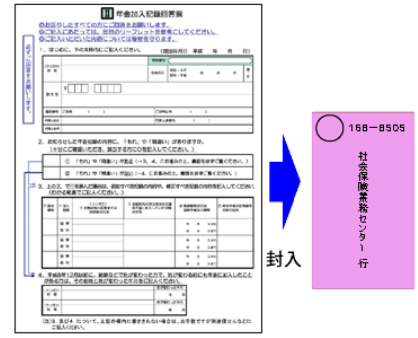
「年金加入記録回答票」に

提出年月日、氏名、住所、電話番号を記入

記録に「もれ」や「間違い」があるに 印を記入

追加すべき記録の内容や修正すべき記録の内容を分かる範囲で記入

平成8年以前に旧姓で年金に加入していた場合は旧姓を記入してください。



年金受給者で「もれ」や「間違い」があるとき

「年金加入記録回答票」に

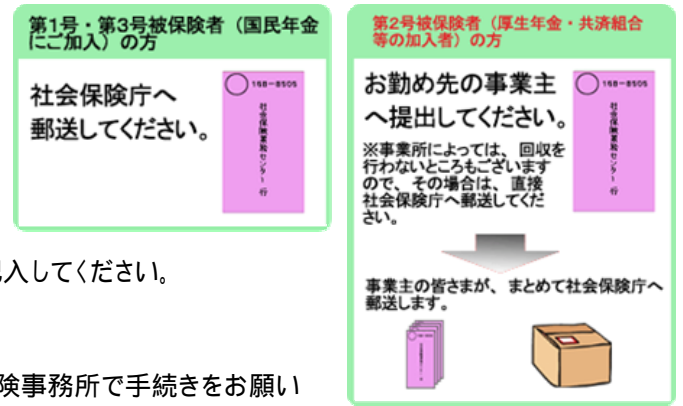
提出年月日、氏名、住所、電話番号を記入

記録に「もれ」や「間違い」があるに 印を記入

追加すべき記録の内容や修正すべき記録の内容を

分かる範囲で記入

平成8年以前に旧姓で年金に加入していた場合は旧姓を記入してください。



「年金加入記録回答票」に年金証書を添えてお近くの社会保険事務所で手続きをお願いします。

社会保険事務所へ来所できない場合は、年金特別便専用ダイヤルへ連絡をお願いします(郵送による手続き方法をご案内します)。

その後、記録の確認を行い、年金額が変更となる場合は、年金額の改定手続きを行います。

「もれ」や「間違い」がないとき

「年金加入記録回答票」に、提出年月日、氏名、住所、電話番号を記入の上、記録に「もれ」や「間違い」がないに を記入し、また、平成8年12月以前に旧姓で年金に加入していた場合は、記入欄に旧姓を記入してください。



4.ねんきん特別便では確認できないこと

今回確認すべき点は、年金の加入期間のみで、過去の給料を示す標準報酬については確認の対象とはされていません。

「ねんきん特別便」で標準報酬に触れていないのは、今のシステムではコンピューター処理ができないということですが、どうもこれは建前のよう。今の時点で標準報酬の一覧表を全員に入れると、膨大な数の間違いが表面化する可能性があり、それを恐れているからではないかともいわれています。

社保庁での入力ミスや改ざん、会社で保険料が給料控除されていたのに実際は加入していなかったなどのケースも考えられています。加入期間に問題がなくとも、ねんきん特別便をご持参の上、社会保険事務所で確認されてはいかがでしょうか。

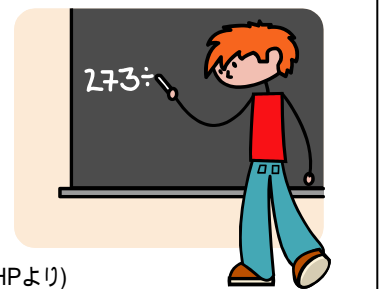
頭の体操

99、121、2442、23432のように、「左から読んでも右から読んでも同じ整数」を回文数ということにします。このとき、

5をかけると回文数になる3ケタの整数のうち、最も大きい数は？

15で割り切れる3ケタの回文数の中で、最も大きい数は？

15で割り切れ、その商が回文数になる4ケタの回文数は？



洗足学園中入試問題(日能研HPより)

回答はP.5の下部にあります

児童手当の申請確認を

児童手当は、小学校6年生までの児童を養育している方に、手当を支給することにより、家庭における生活の安定と児童の健全な育成に役立てることを目的とした制度です。



1. 受給額

児童手当は、小学校6年生までの児童を養育している方に、1人目の児童から支給されます。この手当は、申請の翌月分から支給されますが、申請がないと受給資格があっても、手当を受けることができません。該当する方は、申請手続きが必要です。

6月分から受給するためには、5月中に認定請求の手続きをする必要があります。該当される方でまだ手続きしていない方は早めに手続きをお願いします。

また、市町村によっては特例の給付を受けられる場合がありますので、各市町村にお問い合わせください。

対象	受給額
3歳未満児 3歳到達月まで	一律月額 10,000円
3歳以上から小学校6年生 12歳年度末まで	第1子・第2子 月額 5,000円
	第3子以降 月額 10,000円

2. 所得制限

申請する方の前年(1月から5月分の手当については前々年)の所得のみで判断します。

「扶養親族等の数」は、請求者の前年または前々年の所得における控除対象配偶者と扶養親族の数を合計したものです。

扶養親族等の数	児童手当 (国民年金加入者)	特例給付 (厚生年金等加入者)
0人	468.0万円	540.0万円
1人	506.0万円	578.0万円
2人	544.0万円	616.0万円
3人～	1人増すごとに+38万円	

この表には、所得から一律に控除される8万円があらかじめ加えてあります。老人扶養親族の場合は、1人につきさらに6万円加算されます。

所得とは・・・
・給与所得のみの方 給与所得控除後の金額
・自営業の方 収入金額から必要経費を引いた額

One Point

医療費をカード払いした時の医療費控除について

失って始めて気付くものに「健康」があります。万一に備え、医療保険などに加入している人も少なくありませんが、こうした備えもなく、ある日突然、病を患い入院を余儀なくされるケースも多いのが現状です。こんなとき、困るのが、高額な医療費の支払いです。

ここ数年は、診察料や入院費のクレジットカード払いが可能な病院も増えたことから、医療費をカード払いする人も一般的になってきました。カードならば、リボ払いも可能であるほか、マイレージが貯まるなど、さまざまなポイント制度もあり、単に現金で支払うよりもおトクなことが多いと思います。

ところで、診療費や入院費などをカードで支払った場合、医療費控除の扱いはどうなるでしょうか。もちろん、医療費相当額に関しては何の問題もなく控除可能です。ただし、カード処理時に発生する手数料等については注意が必要です。

通常2～3回程度の分割払いならば金利・手数料がかかりませんが、それ以上の分割払いになればローン扱いとなり、利息が発生します。カードローンは利率も高く、医療費が高額ならば、それに伴い利息も大きくなります。

これらについても、税務上「医療費」として含めることができるのか、疑問を持つ納税者も少なくありません。これについて税務当局は、「医療費控除における医療費に利息分は含まれない」としています。というのも、医療費控除は、医師などに対する診療、治療の対価を支払った場合に認められるものであって、カードローンに伴う利息は対象外だからです。



ASAK 経営実践セミナーのご案内

～ お金の残るキャッシュフロー経営のツボ ～

経営者の皆様も、「キャッシュフロー計算書」を一度は目にされたことがあると思います。数年前にはちょっとしたブームになり、書店の会計専門書コーナーのかなりのスペースを占めるほどでしたが、最近では片隅に追いやられてしまいました。

では、キャッシュフロー計算書はあまり重要ではなくなったのでしょうか？

実は、わが国の大多数の会社で行われている損益計算書中心の単年度経営(当年度予算、当年度実績、前年度実績の三者比較)には、制度的欠陥があります。経営者の方々からの相談事では「利益は出ているのにお金がない」という声もよく聞かれますし、「黒字倒産」も無くなったわけではありません。また、資金調達先である金融機関も、キャッシュフローを重視するようになってきました。

今回のセミナーでは、このように経営にとって重要となっているキャッシュフロー計算書について、基本的な仕組みや作成の仕方だけでなく、経営に生かす分析のポイントまで解説します。



【予定している主な内容】

- ・キャッシュフロー計算書のしくみ
- ・損益計算書や貸借対照表との違い
- ・キャッシュフロー計算書を使った企業分析
- ・キャッシュフローを改善するポイント など

当日の構成上、詳細な内容に関しては余儀なく変更する場合がございますのでご了承ください

日時	7月10日(木) 18:30～20:30 (セミナー終了後 懇親会予定していますので是非ご参加ください)
講師	ASAK 浅岡会計事務所 藤田 智明
場所	名古屋都市センター(金山) 14階 第1会議室
会費	3,000円 (会場、資料代)
定員	20名 人数限定のため、お早めにお申し込みください。
申込	7月7日(月)までに当事務所へメールまたはお電話でお申し込みください。 e-mail: info@asak.jp tel: 052-331-0135・0145



7月度の税務スケジュール

内 容	期 限
6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 7月 10日(木)
5月決算法人の確定申告	申 告 期 限 7月 31日(木)
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	申 告 期 限 7月 31日(木)
11月決算法人の中間申告(半期分)	申 告 期 限 7月 31日(木)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告	申 告 期 限 7月 31日(木)
消費税の年税額が400万円超の2月・8月・11月決算法人の3月ごとの中間申告	申 告 期 限 7月 31日(木)
消費税の年税額が4,800万円超の4月・5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2ヶ月分)	申 告 期 限 7月 31日(木)
所得税の予定納税の納付(第1期分)	納 期 限 7月 31日(木)
固定資産税(都市計画税)の納付(第2期分)	納 期 限 7月中において市町村の条例に定める日
社会保険算定基礎届の提出	提 出 期 限 7月 10日(木)

今月の名言録

心を定めて

嵐が吹いて川があふれて町が流れて、だからその町はもうダメかといえば、必ずしもそうではない。十年もたてば、流れもせず、傷つきもしなかった町よりも、かえってよけいにきれいに、よけいに繁栄していることがしばしばある。

大きな犠牲で、たいへんな苦難ではあったけれど、その苦難に負けず、何とかせねばの思いにあふれて、みんなが人一倍の知恵をしぼり、人一倍の働きをつみ重ねた結果が、流れた町と流れなかった町とのひらきをつくりあげるのである。一方はただ凡々。他方は懸命な思いをかけている。そのひらきなのである。

災難や苦難は、ないに越したことはない。あわずにすめば、まことに結構。何にもなくて順調で、それで万事が好都合にゆけばよいのだが、そうばかりもゆかないのが、この世の中であり、人の歩みである。思わぬ時に思わぬ事が起こってくる。

だから、苦難がくればそれもよし、順調ならばさらによし、そんな思いで安易に流れず、凡に墮さず、いずれのときにも心を定め、思いにあふれて、人一倍の知恵をしぼり、人一倍の働きをつみ重ねてゆきたいものである。

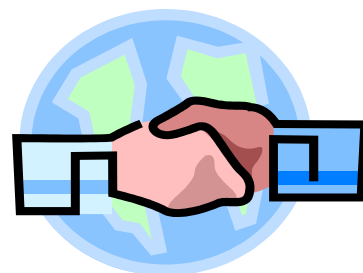
(「道をひらく」松下幸之助著 PHP研究所)



無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きますようよろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL: 052 - 331 - 0135

052 - 331 - 0145

FAX: 052 - 331 - 0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
松永 裕美

